

青森県知事 木村 守男 殿

青森県情報公開審査会

会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成13年7月5日付け青環第401号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成9年度市町村等廃棄物担当課長会議の文書等に係る不開示決定処分に対する異議申
立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成 13 年 5 月 11 日、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により「青森県ごみ処理広域化計画」（平成 10 年 4 月）作成に関わって行われた平成 10 年 1 月 14 日の青森県市町村並びに一部事務組合の担当課長会議（以下「本件会議」という。）に関する一切の文書及び資料（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、本件行政文書を保有していないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 13 年 5 月 23 日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 13 年 6 月 29 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分で不開示とされた本件行政文書を開示するとの決定を

求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 「青森県ごみ処理広域化計画」（平成10年4月）作成に関して、県主催で開催された会議であり、会議案内文書すら保存されていないとする所管課の対応は有り得ないことであり、決してあってはならないことである。
- (2) 本件行政文書の開示請求は昨年に引き続き2度目の請求であり、前回請求時も「なくしたといわれても仕方がない」という担当官の対応であったものである。そもそも保存義務のある文書について「紛失した」可能性を1年前に認識しながら、現在に至るも発見乃至は取得していないとすることが行政の怠慢であり、公務員としての義務違反である。
- (3) 平成12年7月11日付け情報開示請求において、「青森県ごみ処理広域化計画」（案）について「市町村等への説明や意見を求める機会はなかったのか」に対して本件会議が招集されたと情報提供されたものである。その具体内容については情報開示請求者には当時、当然知り得ないものであり、したがって本件会議についても当然「青森県ごみ処理広域化計画」に関するものかもしれないという認識のもとに「『青森県ごみ処理広域化計画』の決定過程がわかる書類」として開示請求に及んだものである。当時の所管課職員からの説明でも、本件会議は当該計画に関する直近の会議であるとのことであった。そのことに対して平成12年7月12日付け指令第2292号にて「行政文書不開示決定通知書」が提出されたものである。しかも、所管課職員による当時の口頭での説明でも「無くしたといわれてもしかたがない」とされていたものである。

本件異議申立ては以上のような経過に基づいて行われたものである。したがって、「開示請求に係る行政文書に相当する行政文書の保存年限は3年であり、平成13年4月1日をもって保存年限を経過している」とする主張は本件異議申立てには全く無関係の主張である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

1 青森県ごみ処理広域化計画について

本計画は、一般廃棄物処理施設の効率的な運営及び廃棄物循環型社会の形成に向けて、地理的背景及び生活圏を考慮するとともに既存のごみ処理体制を基本としながら県内を6ブロックに分け、広域的かつ計画的な施設整備の指針とするため、計画期間を平成30年度までとする長期計画として作成したものである。

2 本件会議について

本件会議は、名称を「平成9年度市町村等廃棄物担当課長会議」といい、毎年度県が廃棄物行政全般について必要な事項を説明するため開催しているものであり、議題として「廃棄物処理法政省令の改正について」、「青森県空き缶等散乱防止条例について」などとともに「一般廃棄物処理施設広域化計画について」があり、県の計画案の概要を説明したもので、青森県ごみ処理広域化計画の作成のために開催された会議ではない。

3 不開示決定について

本件開示請求に関連する開示請求として、平成12年6月12日付けでなされた「青森県ごみ処理広域化計画（平成10年4月）の決定過程書類のうち、下記（ ）内の書類（起案のほか、弘前中央清掃工場更新事業に係る計画文書が決定された過程が分かる書類を含む。）」の開示請求に対し、「一般廃棄物広域処理基本構想について」という標題の起案の全部を開示している。

また、平成12年7月11日付けでなされた「青森県ごみ処理広域化計画（平成10年4月）の決定過程がわかる書類」の開示請求に対し、前回開示した文書以外は作成していないという理由で不開示としている。

この際、本計画に関する書類については、前回開示した文書以外は保存されていないことを確認しており、異議申立人に対し、その旨を説明するとともに、本件会議を開催した旨を情報提供している。

このような経緯を経てなされた本件開示請求に係る行政文書に相当する行政文書は、開示請求に対する決定をする時点においては保有していなかったことから、不開示としたものである。

なお、本件開示請求に係る行政文書に相当する行政文書の保存年限は3年であり、平成13年4月1日をもって保存年限を経過している。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

2 本件行政文書の存否について

当審査会が事情聴取等の調査を行ったところ、次のとおりであり、これらから判断すると、実施機関は、本件行政文書を保有していないと認められる。

(1) 実施機関は、理由説明書の中で「今回の開示請求に係る行政文書に相当する行政文書は、開示請求に対する決定をする時点においては保有していなかった」と述べている。

そこで、当審査会は、実施機関から本件行政文書を保有しないことについていつ認識したのか聴取したところ、実施機関は、平成12年7月11日に異議申立人から「青森県ごみ処理広域化計画（平成10年4月）の決定過程がわかる書類」という開示請求がなされた際に本件行政文書を保有しないことを認識したと述べている。

(2) 当審査会の調査においても本件行政文書の存在を確認できなかった。

(3) 実施機関は、本件会議において県内の市町村等の担当職員に配付したすべての会議資料の写しを本件会議に出席した団体から入手し、平成13年12月6日、異議申立人に対して、その写しのうち、本件開示請求の対象となっている「青森県ごみ処理広域化計画」に関するすべての会議資料の写しを提供している。

したがって、本件会議の会議資料が広く県内の市町村等の担当職員に配付されたものであること及び実施機関が異議申立人に対して「青森県ごみ処理広域化計画」に関するすべての会議資料の写しを提供したことを考慮すれば、実施機関がこれらの資料について、実際には保有しているにもかかわらず、これを秘して保有していないとして、本件開示請求に対して本件処分を行ったとは認められない。

3 結論

以上のとおり、実施機関は本件行政文書を保有していないと認められるので、第1のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別 記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成13年 7 月 5 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成13年 7 月24日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成13年 8 月10日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成13年 8 月31日 (第62回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 9 月25日 (第63回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年10月29日 (第64回審査会)	・ 審査を行った。 ・ 実施機関からの説明聴取を行った。
平成13年12月18日 (第65回審査会)	・ 審査を行った。
平成14年 1 月28日 (第66回審査会)	・ 審査を行った。
平成14年 2 月22日 (第67回審査会)	・ 実施機関に対する調査を行った。 ・ 審査を行った。
平成14年 3 月22日 (第68回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
石岡 隆司	弁護士	
石田 恒久	弁護士	会長
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	